

お知らせします。2つの給付金。

- 平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられました。低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。
- 給付金の受給には平成26年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請する必要があります。
- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

臨時福祉給付金

○支給対象者

平成26年度分の市民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に
生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・生活保護の受給者である場合 など
- は除きます。

○支給額

- ・1人につき10,000円。
- 下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。



子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

○対象児童

- ・支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。

ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・生活保護の受給者となっている児童 など
- は除きます。

○支給額

- ・対象児童1人につき10,000円

※公務員の方に対しては、個別の案内はありませんので、ホームページ等での確認をよろしくお願いします。



支給までの流れ

1

対象者と思われる方へうるま市から申請書が届きます(7月下旬)。※公務員は除く。

3

本人確認書類や通帳のコピー等を貼付け、申請書を返送・提出してください。

2

申請書に振込口座等の必要事項を漏れなく記入してください。

4

(審査後) 給付金を支給します。

○申請受付期間：平成26年7月30日～平成27年1月30日

○時間：平日 午前8時30分～午後4時(土日、祝日を除く)

お問い合わせ先

○申請方法に関するお問い合わせ：うるま市役所

「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」コールセンター
☎098-979-2480 時間：平日 午前8時30分～午後5時15分
(※土日、祝日を除く。)

○制度に関するお問い合わせ：厚生労働省

2つの給付金専用ダイヤル
0570-037-192
みな いいきゅうふ

ホームページ

2つの給付金

検索



※ご注意

○未申告の方には、申請書が届かない場合があります。

○加算対象の年金・手当等の裁定等の請求をまだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

市長村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。